

放送大学学園期間業務・時間雇用職員給与規則

平成 15 年 10 月 1 日

放送大学学園規則第 8 号

改正 平成 15 年 11 月 1 日、平成 16 年 3 月 30 日・
10 月 28 日、平成 17 年 3 月 15 日・11 月 7 日、
平成 18 年 3 月 13 日、平成 19 年 3 月 19 日・
12 月 21 日、平成 20 年 3 月 19 日、平成 21 年
3 月 19 日、平成 22 年 3 月 15 日、平成 23 年
3 月 7 日、平成 24 年 3 月 22 日、平成 26 年
3 月 17 日、平成 26 年 12 月 1 日、平成 27 年
3 月 17 日、平成 28 年 2 月 24 日・3 月 15 日
・11 月 30 日、平成 29 年 12 月 26 日、平成 30
年 3 月 13 日、平成 30 年 9 月 21 日・12 月 7
日、令和元年 12 月 6 日、令和 4 年 12 月 7 日、
令和 5 年 1 月 5 日、令和 7 年 1 月 28 日、
令和 7 年 3 月 11 日

(目的)

第 1 条 この規則は、放送大学学園期間業務・時間雇用職員就業規則（平成 15 年放送大学学園規則第 5 号。以下「就業規則」という。）第 22 条の規定により、期間業務職員及び時間雇用職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 期間業務職員又は時間雇用職員の給与は、次の各号の区分に応じたものとする。

- 一 期間業務職員 日給、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、夜勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特別都市手当
- 二 時間雇用職員 時間給、時間外勤務手当、通勤手当、夜勤手当、特別都市手当

(給与の支給日)

第 3 条 日給、時間給、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、夜勤手当及び特別都市手当は、その月の分を翌月 17 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

- 2 期末手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に、支給定日が休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。
- 3 勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。
- 4 寒冷地手当は、11 月 1 日に支給する。ただし、支給定日が日曜日に当たるときは、支給定日の翌日に、支給定日が土曜日に当たるときは、同月 4 日に支給する。

(日給及び時間給の決定)

第 4 条 期間業務職員の日給は、勤務する事務所欄及び適用対象職員欄の区分に応じて、別表第 1 及び別表第 2 に定める本給月額表により決定した額（以下「本給月額」という。）に 12 を乗じ、その額を 1 週間あたりの勤務時間に 52 を乗じたもので除して得た額（以下「本給時間給相当額」という。）に、1 日あたりの勤務時間を乗じて得た額とする。

- 2 時間雇用職員の時間給は、勤務する事務所欄又は適用対象職員欄の区分に応じて、別表第 3 から別表第 5 に定める額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、この規則の定めによりがたい者については、個別の契約により定める。

(住居手当)

第5条 住居手当は、放送大学学園職員給与規則（平成15年放送大学学園規則第7号。以下「職員給与規則」という。）第13条の規定により支給する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、職員給与規則第14条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する職員に支給する。

2 通勤手当の月額は、職員給与規則第14条第2項、第4項及び第5項に規定する額とする。

3 時間雇用職員に係る通勤手当の算定について、職員給与規則第14条第2項第1号を適用させる場合は、同条同項同号中「回数券にあっては通勤21回分の運賃等の額」とあるのは「回数券にあっては年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た回数（その数に1位未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）分の運賃等の額」と読み替えるものとする。

4 前3項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、職員給与規則の適用を受ける者の例に準ずる。

(時間外勤務手当)

第7条 期間業務職員については、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、その者に該当する時間給相当額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を支給する。また、正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間雇用職員については、勤務1時間（法定休日における勤務を除く。）につき、正規の勤務時間を超えて勤務した時間数がその者の正規の勤務時間と合計した場合に、1日7時間45分（正規の勤務時間が割り振られた日において勤務した場合に限る。以下この条において同じ。）又は週38時間45分となるまではその者の時間給を、1日7時間45分又は週38時間45分を超えた場合は、その者の時間給に、1日7時間45分又は週38時間45分を超えて勤務した次の各号に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、又は法定休日における勤務1時間につき、その者の時間給に、100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を、時間外勤務手当として支給する。

一 正規の勤務時間が割り振られた日（休日又は週休日の振替日を除く）における勤務 100分の125

二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務（就業規則第12条第4項に定める法定休日における勤務を除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた期間業務職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、その者に該当する時間給相当額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 時間雇用職員については、前項の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「正規の勤務時間」とあるのは「1日7時間45分又は週38時間45分」と、「期間業務職員」とあるのは「時間雇用職員」と、「その者に該当する時間給相当額」とあるのは「その者の時間給」と読み替えるものとする。

4 就業規則第13条の2第1項に規定する時間外勤務代替休暇を与えられた場合において、当該時間外勤務代替休暇に職員が勤務しなかったときは、第2項（前項において準用する場合を含む。）

に規定する 60 時間を超えて勤務した全時間のうち当該勤務しなかった時間外勤務代替休暇に相当する時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間 1 時間につき、期間業務職員にあってはその者に該当する時間給相当額に、時間雇用職員にあってはその者の時間給に、100 分の 150（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、100 分の 175）から第 1 項に規定する割合（その時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は、その割合に 100 分の 25 を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給しない。

（夜勤手当）

第 8 条 正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた期間業務職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、時間給相当額の 100 分の 25 を夜勤手当として支給する。

2 時間雇用職員については、前項の規定を準用するものとする。この場合において、同項中「正規の勤務時間」とあるのは「1 日 7 時間 45 分又は週 38 時間 45 分」と、「期間業務職員」とあるのは「時間雇用職員」と、「その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、時間給相当額」とあるのは「その間に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、その者の時間給」と読み替えるものとする。

（期末手当）

第 9 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する期間業務職員（以下本条及び第 11 条において「職員」という。）に対して支給する。

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在における月給相当額を基礎額として職員給与規則の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

3 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。

一 職員が出勤日に停職を命ぜられている場合

二 職員が基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 26 条の規定による懲戒解雇の処分を受けた場合

三 職員が基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した場合（前号の場合を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁固以上の刑に処せられた場合

四 職員が次条の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた場合（当該処分を取り消された場合を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁固以上の刑に処せられた場合

4 前 3 項に規定するもののほか、期末手当の額、在職期間の算定その他期末手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

5 第 2 項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

（期末手当の支給の一時差止め）

第 10 条 期末手当の一時差止処分等の取扱いについては、職員給与規則第 21 条の規定による。

（勤勉手当）

第 11 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。

2 勤勉手当の額は、前項の職員が、それぞれの基準日現在において受けるべき月給相当額を基礎額として職員給与規則の適用を受ける者の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別に定める割合を乗じて得た額とする。

- 3 第9条第3項及び前条の規定は、勤勉手当の支給に準用する。
- 4 前3項に規定するもののほか、勤勉手当の額、在職期間の算定その他勤勉手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第2項に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(寒冷地手当)

第12条 寒冷地手当は、職員給与規則第23条第1項に規定する寒冷地手当の支給要件に該当する職員に支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、職員給与規則第23条第2項に規定する額とする。
- 3 第3条第4項及び前2項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(育児休業者の給与)

第13条 放送大学学園職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成15年放送大学学園規程第16号。以下「育児、介護休業規程」という。）により育児休業をする職員の給与については次の各号に定めるとおりとする。

- 一 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- 二 第9条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている期間業務職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（別に定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 三 第11条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、本条第1号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 四 職員が、育児、介護休業規程第28条に規定する育児短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、期間業務職員にあっては時間給相当額を、時間雇用職員については時間給を、それぞれ減額して給与を支給する。
- 五 前4号に規定するもののほか、育児休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。
- 六 第2号に規定する別に定める事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準じて定めるものとする。

(介護休業者の給与)

第14条 育児、介護休業規程により介護休業をする職員の給与については次の各号に定めるとおりとする。

- 一 介護休業をしている期間については、給与（第9条に規定する期末手当を除く。）を支給しない。
- 二 第11条第1項に規定するそれぞれの基準日に介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前号の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
- 三 職員が、育児、介護休業規程第29条に規定する介護短時間勤務の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、期間業務職員にあっては時間給相当額を、時間雇用職員については時間給を、それぞれ減額して給与を支給する。
- 四 前3号に規定するもののほか、介護休業者の給与に関し必要な事項は、別に定める。

(給与の減額)

第15条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、特に承認があった場合を除き、期間業務職員にあっては時間給相当額に、時間雇用職員にあっては時間給に、その勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(端数の処理)

第16条 この規則により計算した金額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(給与の支払)

第17条 職員の給与は、その全額を通貨で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(特別都市手当)

第18条 特別都市手当は、別表6に掲げる地域に所在する事務所に勤務する職員に支給する。

2 特別都市手当の月額は、本給の月額（時間雇用職員にあっては本給時間給相当額）に、別表第6の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(補則)

第19条 その他この規則の実施に関し必要な事項は、一般職給与法の適用を受ける者の例に準ずるとともに、この規則によりがたい事項は別に定める。

附 則

1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。

2 放送大学学園法（平成14年法律第156号。以下「新法」という。）附則第3条第1項の規定により、放送大学学園法（昭和56年法律第80号）に基づき設立された放送大学学園（以下「旧学園」という。）から新法に基づき設立された放送大学学園（以下「新学園」という。）に引き続き期間業務職員及び時間雇用職員として身分を承継された者のこの規則の適用については、旧学園に在職していた期間も新学園に在職していたものとする。

3 平成24年4月1日から平成26年3月31までの間（以下「特例期間」という。）においては、放送大学学園期間業務・時間雇用職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第4条に規定する別表第1及び別表第2に定める月給相当額表により決定した額（以下「月給相当額」という。）とは、月給相当額から、次の表の左欄に掲げる適用対象職員の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。

適用対象職員	割合
イからへの適用を受ける期間業務職員	100分の5
プロデューサー及びディレクターとして勤務する期間業務職員	100分の10
考查職及び専門職として勤務する期間業務職員	100分の8
技師及び専門職員として勤務する期間業務職員	100分の8
特殊な技能を有する者で、特に採用されたものとして勤務する期間業務職員（特殊な技能を必要とする職務に従事する者に限る。）	100分の5

4 特例期間においては、職員給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 期末手当 当該職員が受けるべき期末手当の額に、100分の10を乗じて得た額
- 二 勤勉手当 当該職員が受けるべき勤勉手当の額に、100分の10を乗じて得た額

5 特例期間においては、職員給与規則第7条第1項、第2項、第4項、第8条、第13条第四号及び第14条第三号に規定する時間給相当額とは、第3項の規定により算出した月給相当額に12を

乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額とする。

- 6 特例期間においては、職員給与規則第15条の2に規定する日給とは前項による時間給相当額に、1日あたりの勤務時間を乗じて得た額とする。
- 7 第3項から前項までの規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成15年11月1日）

改正 平成23年3月7日

- 1 この規則は、平成15年11月1日から施行する。
- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成15年4月1日（同月2日から同年10月31日までの間に新たに期間業務職員（以下「職員」という。）となった者にあっては、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）において職員が受けるべき日給に対応したその者に該当する別表第1から別表第9までに規定する月給相当額（別表第2及び別表第5に該当する職員にあっては、当該月給相当額に100分の1.04を乗じて得た額、別表第3及び別表第6に該当する職員にあっては、当該月給相当額に100分の1.06を乗じて得た額）、住居手当、通勤手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月（採用日の属する月）から同年10月までの月数（月の途中で新たに職員となった者においては、採用日の属する月の翌月から同年10月までの月数）を乗じて得た額
 - 二 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
- 3 前項第1号に掲げる額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成16年3月30日）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月28日）

この規則は、平成16年10月28日から施行する。

附 則（平成17年3月15日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年11月7日）

改正 平成23年3月7日

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第9条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により計算される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。
 - 一 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに期間業務職員（以下「職員」という。）となった者にあっては、新たに職員となった日（以下「採用日」という。）において職員が受けるべき第4条第1項第1号及び第2号に規定する額及び住居手当の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月（採用日の属する月）から同年11月までの月数（月の途中で新たに職員となった者においては、採用日の属する月の翌月から同年11月までの月数）を乗じて得た額
 - 二 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

3 前項第1号に掲げる額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成18年3月13日）

改正 平成23年3月7日

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する期間業務職員で、その者に適用される月給相当額が同日において受けていた月給相当額に達しないこととなる期間業務職員の月給相当額は、改正前の規則に規定された月給相当額とする。

附 則（平成19年3月19日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日）

改正 平成23年3月7日

この規則は、平成20年1月1日から施行し、この規則による改正後の放送大学学園期間業務・時間雇用職員給与規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年3月19日）

改正 平成23年3月7日

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する期間業務職員で、この規則による改正後の放送大学学園期間業務・時間雇用職員給与規則（以下「新給与規則」という。）第4条に規定する日給が、施行日の前日に受けていた日給に達しないこととなる期間業務職員の日給については、新給与規則第4条の規定にかかわらず、次の各号の合計額に12を乗じ、その額を1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額（次項において「時間給相当額」という。）に、1日あたりの勤務時間を乗じて得た額とする。

- 一 その者の学歴、免許、職務経歴等を考慮し、附則別表第1及び附則別表第2に定める月給相当額表により決定した額（附則第4項において「月給相当額」という。）
 - 二 前号の額に、附則別表第3の支給地域欄に掲げる区分に応じて、同表の支給割合欄に掲げる割合を乗じて得た額（附則第4項において「特別都市手当相当額」という。）
- 3 前項の適用を受ける期間業務職員の新給与規則第7条、第8条、第13条、第14条及び第15条中「時間給相当額」とあるのは「放送大学学園期間業務・時間雇用職員給与規則の一部を改正する規則（平成19年放送大学学園規則第9号）附則第2項に規定する時間給相当額」とする。
- 4 第2項の適用を受ける期間業務職員の新給与規則第9条及び第11条中「月給相当額」とあるのは「放送大学学園期間業務・時間雇用職員給与規則の一部を改正する規則（平成19年放送大学学園規則第9号）附則第2項に規定する月給相当額及び特別都市手当相当額の合計額」とする。

附則別表第1（別紙のとおり）

附則別表第2（別紙のとおり）

附則別表第3（別紙のとおり）

附 則（平成21年3月19日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月15日）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月7日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月17日）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月1日）

この規則は、平成26年12月1日から施行し、この規則による改正後の放送大学学園期間業務・時間雇用職員給与規則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成27年3月17日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日の前日から引き続き在職する期間業務職員で、その者に適用される月給相当額が同日において受けていた月給相当額に達しないこととなる期間業務職員の月給相当額は、平成30年3月31日までの間、改正前の規則による月給相当額とする。

附 則（平成28年2月24日）

この規則は、平成28年2月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月15日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 この規則の施行日の前日から引き続き在職する者の改正前の第15条の2の規定による病気有給休暇に係る日の日給又は時間給の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年11月30日）

この規則は、平成28年11月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月26日）

この規則は、平成29年12月26日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月13日）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月21日）

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成30年12月7日）

この規則は、平成30年12月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年12月6日）

この規則は、令和元年12月6日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和4年12月7日）

この規則は、令和4年12月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年12月5日）

この規則は、令和5年12月5日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和7年1月28日）

この規則は、令和7年1月28日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

なお、この規則は令和7年2月1日に在職する教職員に適用する。

附 則（令和7年3月11日）

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における特別都市手当の支給割合は、別表第6に掲げる割合にかかわらず、次の表で定める額とする。

支給地域	支給割合
東京都特別区	100分の20
東京都小平市	100分の16
神奈川県横浜市	
大阪府大阪市	

埼玉県さいたま市	100分の14
千葉県千葉市	
愛知県名古屋市	
兵庫県神戸市	100分の11
茨城県水戸市	100分の9
滋賀県大津市	
京都府京都市	
奈良県奈良市	
広島県広島市	
福岡県春日市	
宮城県仙台市	100分の7
栃木県宇都宮市	100分の5
山梨県甲府市	
岐阜県岐阜市	
三重県津市	
和歌山県和歌山市	
香川県高松市	
北海道札幌市	100分の3
群馬県前橋市	
静岡県三島市	
静岡県浜松市	
兵庫県姫路市	
岡山県岡山市	
福岡県北九州市	
新潟県新潟市	100分の2
福井県福井市	
長野県諏訪市	
徳島県徳島市	
長崎県長崎市	

期間業務職員本給月額表（1）

イ 新たに期間業務職員として採用された者（過去に日々雇用職員または期間業務職員として勤務し、退職した日から1日を超える期間を経て採用された者を含み、ホ及びへの欄を適用する期間業務職員を除く。）	ロ 期間業務職員として引き继续保持した年度が2年度目である者（ホ及びへの欄を適用する期間業務職員を除く。）	ハ 期間業務職員として引き继续保持した年度が3年度目である者（ホ及びへの欄を適用する期間業務職員を除く。）	ニ 期間業務職員として引き继续保持した年度が4年度目以降である者（ホ及びへの欄を適用する期間業務職員を除く。）	ホ 国又はその他関係機関において一般職給与法第10条の2に規定する俸給の特別調整額又はこれに相当する給与を受けていなかつた者（イからニまでの欄を適用する期間業務職員を除く。）	ヘ 国又はその他関係機関において一般職給与法第10条の2に規定する俸給の特別調整額又はこれに相当する給与を受けていた者（イからニまでの欄を適用する期間業務職員を除く。）
本給月額 (円)	本給月額 (円)	本給月額 (円)	本給月額 (円)	本給月額 (円)	本給月額 (円)
213,600	220,000	225,600	230,000	254,300	260,400

（備考） この表は、他の本給月額表の適用を受けないすべての期間業務職員に適用する。

別表第2

期間業務職員本給月額表（2）

本給月額（円）	適用対象職員
355,200	ディレクターとして勤務する期間業務職員
323,100	考査職及び専門職として勤務する期間業務職員
273,300	技師及び専門職員として勤務する期間業務職員
260,400	特殊な技能を有する者で、特に採用されたものとして勤務する期間業務職員（特殊な技能を必要とする職務に従事する者に限る。）

別表第3

時間雇用職員本給時間給表（1）

本給時間給（円）	
1,180	(1,310)

(備考) 1. この表は、他の本給時間給表の適用を受けないすべての時間雇用職員に適用する。
2. 括弧書きで記載する時間給の額は、1週間あたりの定められた勤務時間のうち、午後6時以降から翌日午前9時までにおける勤務時間が5割を超える者に適用する。

別表第4

時間雇用職員本給時間給表（2）

本給時間給（円）	適用対象職員
2, 115	ディレクターとして勤務する時間雇用職員
1, 924	考查職及び専門職として勤務する時間雇用職員
1, 628	技師として勤務する時間雇用職員
1, 551	特殊な技能を有する者で、特に採用されたものとして勤務する時間雇用職員（放送大学学園の本部において、特殊な技能を必要とする職務に従事する者に限る。）

別表第5

時間雇用職員本給時間給表（3）

本給時間給（円）	適用対象職員
1,760	コールスタッフとして勤務する時間雇用職員のうち特殊な技能を有する者
1,660	コールスタッフ（チーフ）として勤務する時間雇用職員
1,560	コールスタッフ（サブチーフ）として勤務する時間雇用職員
1,460	コールスタッフとして勤務する時間雇用職員

別表第6 特別都市手当支給地域

支給地域	支給割合	
東京都特別区	100分の20	
東京都小平市	100分の16	
神奈川県横浜市		
大阪府大阪市		
埼玉県さいたま市	100分の12	
千葉県千葉市		
愛知県名古屋市		
兵庫県神戸市	100分の8	
茨城県水戸市		
滋賀県大津市		
京都府京都市		
奈良県奈良市		
広島県広島市		
福岡県春日市		
宮城県仙台市		
栃木県宇都宮市		100分の4
山梨県甲府市		
岐阜県岐阜市		
三重県津市		
和歌山県和歌山市		
香川県高松市		
北海道札幌市		
群馬県前橋市		
静岡県三島市		
静岡県浜松市		
兵庫県姫路市		
広島県福山市		
岡山県岡山市		
福岡県北九州市		